

## 簡易な収入(所得)見込額の申立書

○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)」と一緒に提出してください。

① 下記にチェック(☑)してください。

私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏名	左欄の者が 扶養する者 の数 ①	令和3年 度住民税 課税状況 ②	障害者控除等 の適用 ③	任意の1か 月で申し立 てる場合、 その年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12 ⑥	非課税相当 収入限度額 ⑦
	給与収入 【A】					事業収入又 は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】			
1	イナカ タロウ	2 人	☑課税 ☐非課税	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和3年 8月	収入合計額 A+B+C=【D】 120,000 円			1,440,000 円	1,683,000 円
	田舎 太郎					120,000 円	0 円	0 円		
2	イナカ ハナコ	0 人	☑課税 ☐非課税	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和3年 10月	収入合計額 A+B+C=【D】 70,000 円			840,000 円	930,000 円
	田舎 花子					70,000 円	0 円	0 円		
3	イナカ イチロウ	0 人	☐課税 ☑非課税	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和3年 8月	収入合計額 A+B+C=【D】 0 円			0 円	930,000 円
	田舎 一郎					0 円	0 円	0 円		
4	イナカ ツギコ	0 人	☐課税 ☑非課税	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和3年 8月	収入合計額 A+B+C=【D】 0 円			0 円	930,000 円
	田舎 次子					0 円	0 円	0 円		
5		人	☐課税 ☐非課税	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円
						円	円	円		

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。  
(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- ② 「令和3年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④ 「任意の1か月で申し立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の年月を記入してください。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。  
(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を 扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を 扶養している場合	168.3万円
配偶者・扶養親族(計3名)を 扶養している場合	209.9万円
配偶者・扶養親族(計4名)を 扶養している場合	244.9万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

## ③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ)	【収入】 年間収入見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得見込額 ⑪	【非課税相当額】 非課税所得限度額 ⑫
	氏名		給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩		
1		円	円	円	円	円	
2		円	円	円	円	円	
3		円	円	円	円	円	
4		円	円	円	円	円	
5		円	円	円	円	円	

## (記入上の注意)

⑥ 「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記して下さい。

⑧ 「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円  
 ② Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円  
 ③ Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円  
 ④ Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨ 「事業収入等の経費」

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください  
 ② 帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩ 「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額  
 : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額  
 : 60万円超130万円未満 → 60万円  
 : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円  
 : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円  
 (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額  
 : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額  
 : 110万円超330万円未満 → 110万円  
 : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円  
 : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

⑪ 「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑤年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - ( ⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除 )

⑫ 「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。  
 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

## 〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用